

「戸田マラソン in 彩湖 2025」スターター協賛基準

1 目 的

この基準は、戸田マラソン in 彩湖 2025（以下「大会」という。）スターター協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛申込者の条件

協賛申込者の条件は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を生業とするもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと戸田マラソン大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

3 協賛特典の内容

- (1) ハーフ、10km、5km、2km 小学生、2km ファミリーの全5種目のうち、1種目のレース開始について、スターターピストル（号砲）を用いた競技開始の合図を行う。
- (2) 大会 MC により、競技開始の合図前に、協賛申込者に係る30秒程度のアナウンスを行う。

4 アナウンス内容の責任等

アナウンス内容に関する責任は、協賛申込者が負うものとする。この場合においてアナウンスの内容については、戸田マラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と調整のうえ、決定する。

5 募集期間

本基準の施行日から令和7年10月31日までとする。

6 アナウンス内容及び協賛金等

アナウンスの内容及び協賛金等は、次のとおりとする。

- (1) アナウンス内容の原稿は、200文字以内とする。
- (2) 協賛金の額は10万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等とする。ただし、特別協賛企業等については無料とする。

7 協賛申込者の選定

協賛申込者の応募が複数あった場合は、最も高い金額を提示したものとする。この場合において、協賛金等の提示は、募集期間中1回限りとし、最も高い金額が複数となったと

きは、くじにより協賛申込者を選定するものとする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年6月13日から施行する。